

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和6年10月1日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和6年10月1日(火曜日)

午前9時58分開議

午前11時52分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第7号 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例の制定について

議案第9号 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第14号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第18号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出につ

いて

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①八代港・熊本港ポートセールスビジョンの改訂について

②次期「ようこそくまもと観光立県推進計画」について

③新規工業用水道事業の進捗状況について

出席委員(8人)

委員長 西山 宗孝

副委員長 城戸 淳

委員 城下 広作

委員 鎌田 聡

委員 吉永 和世

委員 高木 健次

委員 河津 修司

委員 立山 大二朗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原 雅之

政策審議監 清田 克弘

医監 山口 喜久雄

環境局長 鈴木 和幸

県民生活局長 中川 博文

環境政策課長 木原 徹

水俣病保健課長 山本 智勇

水俣病審査課長 佐藤 豊

首席審議員

兼環境立県推進課長 原田 義隆

政策監 若杉 誠

環境保全課長 廣畑 昌章

首席審議員

兼自然保護課長 蓑 田 公 彦
 循環社会推進課長 村 岡 俊 彦
 くらしの安全推進課長 岸 森 法 夫
 消費生活課長 三 角 登志美
 男女参画・協働推進課長 板 橋 麻 里
 人権同和政策課長 早 田 吉 秀
 商工労働部
 部 長 上 田 哲 也
 政策審議監
 兼商工雇用創生局長 佐 崎 一 晴
 産業振興局長 野 中 眞 治
 商工政策課長 大 村 克 行
 商工振興金融課長 田 浦 貴 久
 労働雇用創生課長 時 田 一 弘
 首席審議員
 兼産業支援課長 辻 井 翔 太
 エネルギー政策課長 吉 澤 和 宏
 企業立地課長 山 田 純 子
 観光戦略部
 部 長 倉 光 麻里子
 政策審議監 脇 俊 也
 観光国際政策課長 櫛 本 麻 理
 観光企画課長 永 田 清 道
 観光振興課長 浦 本 雄 介
 販路拡大ビジネス課長 宮 崎 公 一
 企業局
 局 長 深 川 元 樹
 総務経営課長 馬 場 幸 一
 工務課長 福 本 政 洋
 労働委員会事務局
 局 長 木 村 和 子
 審査調整課長 守 屋 芳 裕

事務局職員出席者
 議事課主幹 松 永 築
 政務調査課課長補佐 近 藤 隆 志

午前9時58分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、前回の委員会以降に執行部幹部職員の異動がっておりますので、自己紹介をお願いいたします。

（上田商工労働部長、佐崎政策審議監～山田企業立地課長の順に自己紹介）

○西山宗孝委員長 それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会はインターネット中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言をいただきますようお願いいたします。

また、執行部からの説明は、着座のままでも簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 環境生活部でございます。

議案等の説明に入ります前に、最近の取組について、2点御説明申し上げます。

1点目は、地下水保全についてでございます。

まず、地下水量の保全では、今年の冬から、地元農業者の御協力もあり、涵養効果の高い白川中流域において、これまで行われなかった冬期湛水事業を本格的に実施いたします。

あわせて、浸透性調整池を活用した人工涵養の可能性調査など、営農のみに頼らない涵養の取組も行っており、これらを積み重ねますと、令和4年度末から令和9年度の5年間

にかけまして、涵養の増加量が1,000万トンを超えるめどがつかしました。これは、JAS M第1工場の取水量の3倍を超える規模になります。

また、8月19日に開催されました熊本県・熊本市調整会議において、地下水保全をテーマとして議論が行われました。阿蘇地域の地下水涵養効果についても、しっかりと評価し、阿蘇地域の涵養に県、市連携して取り組んでいくことを確認しております。

次に、地下水質の保全では、1万種を超える規制外の化学物質を対象に環境モニタリングを実施しております。昨年8月から工場周辺の河川水及び地下水の水質調査を行っており、新たな工場の稼働前後の変化について科学的に確認した上で、専門家で構成する委員会の意見を添えて公表し、適切な対応にもつなげてまいります。

行政によるこのような調査は、全国的にも例のない先進的な取組でございます。

次に、8月23日に公表しました東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス専用水道の水源井戸で、PFOS、PFOAの目標値である50ナノグラムを超過した件でございます。

国の手引に基づき追加調査を行いました結果、調査した9地点全てで目標値超過はございませんでした。

熊本の地下水は、県民の生活と産業を支える、未来に守り継がなければならない熊本の宝であり、引き続き、その保全に全力で取り組んでまいります。

2点目は、水俣病犠牲者慰霊式後の対応をめぐる動きについてでございます。

環境大臣と関係団体の皆様との再懇談を7月に、また、県独自の関係団体の皆様との懇談を8月に実施いたしました。改めて、関係団体の方々から様々な御意見、御要望をお聞きすることができました。

引き続き協議を進め、課題解決に向け、少しでも前進できるよう取り組んでまいりま

す。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

補正予算はございません。

水質汚濁防止法の改正に伴い、排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例2件と公益財団法人水俣・芦北地域振興財団等、県出資団体の経営状況の報告2件を提出しております。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○木原環境政策課長 説明資料の1ページをお願いします。

報告第14号、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊の水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類で御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

沿革でございますが、当財団は、国の施策に基づくチッソへの金融支援や水俣・芦北地域の再生、振興を行う目的で設立され、左側枠囲みの3つの財団法人を平成12年に財団法人水俣・芦北地域振興財団として統合した後、平成24年に公益財団法人に移行し、現在に至っております。

当財団は、右側枠内に記載のとおり、基本財産、特定資産の合計80億円の運用益等により、各種助成事業やチッソへの貸付事業を行っております。

次に、3ページをお願いします。

令和5年度決算における事業報告です。

当財団では、上の枠内に記載の4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行っており、3ページ下段から8ページの上段にかけて、4

つの助成事業の実績を掲載しております。

その下、8ページ下段から10ページには、チッソへの貸付けに係る債権と県からの借入れに係る債務の管理状況を掲載しています。

次に、11ページをお願いします。

令和5年度の決算報告ですが、貸借対照表の左上、I、資産の部は、普通預金やチッソへの貸付金債権等で、令和5年度末時点の資産合計は、中ほどに記載の1,165億円余でございます。

その下のII、負債の部は、チッソへの設備投資資金貸付けのための県からの借入金等で、下から11行目、負債合計は94億円余でございます。

以上、資産合計から負債合計を引いた当財団の正味財産合計は、下から2行目のとおり1,070億円余となっております。

次の12、13ページには、正味財産増減計算書を記載しておりますが、以降、17ページの財産目録までの説明は省略させていただきます。

次に、19ページをお願いします。

今年度の事業計画です。

昨年度に引き続き、4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行うこととしております。

次の20、21ページには、令和6年度の予算書を掲載しております。

事業費の増減等はございますが、事業の基本的な組立ては、昨年度と変更ございません。

以上が水俣・芦北地域振興財団の経営状況でございます。

環境政策課は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

第7号議案、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料、9月補正予算、条例等議案関係の2

ページから3ページをお願いいたします。

○西山宗孝委員長 もう少しマイクに口つけて大きい声をお願いします。

○廣畑環境保全課長 失礼しました。

この条例は、同法第3条第3項における、県は人の健康を保護し、または生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、同項で定める排水基準より厳しい排水基準を定めることができる旨の規定に基づきまして、昭和47年12月に制定しております。

今回の改正は、排水基準を定める省令の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うものです。

改正の内容ですが、揮発性有機化合物の一つである1・1ジクロロエチレンでは、WHO、世界保健機関において、毒性評価値が不確実性を多く見込んだものから、より実際の毒性に近いものに変更されたことを踏まえ、国が排水基準を見直したことによるものでございます。

次に、大腸菌群数では、国がよりの確にふん便汚染を捉えることができる指標であります大腸菌数に見直したことによるものです。

改正規定の施行は、1・1ジクロロエチレンの改正が令和6年12月1日から、大腸菌群への改正が令和7年4月1日からとしております。

環境保全課は以上でございます。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料の4ページをお願いします。

報告第15号、公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきましては、別冊の法人等の経営状況等を説明する書類の黄色の付箋2番を御

覧ください。

それでは、主なポイントを御説明いたします。

まず、当該法人は、南関町に所在します最終処分場エコアくまもとを運営する法人でございます。

まず、事業概要報告書でございます。

I、法人の概況ですが、主な事業は、公共関与による管理型最終処分場、エコアくまもとの運営など、廃棄物の処理に関する事業でございます。

次に、2ページの中ほど、II、事業の状況をお願いします。

1、事業の実施状況ですが、(1)の産業廃棄物処理については、約3,700トンを受け入れております。

次に、財務状況を御説明いたします。

5ページの貸借対照表をお願いいたします。

左から2番目の当年度の欄を御説明します。

まず、資産の部ですが、普通預金や維持管理積立資産等を合計しまして、資産合計額は、表の中ほどに記載しておりますが、71億9,000万円余でございます。

次に、負債の部です。

未払い金や借入金などを合計しまして、科目欄、下から14行目に記載します負債合計は、21億2,300万円余でございます。

以上から、資産から負債を引いた財団の正味財産合計は、下から2行目、50億6,700万円余となっております。

6ページ、7ページの正味財産の詳細は省略させていただきます。

次に、11ページをお願いいたします。

本年度の事業計画でございます。

2、事業内容の(1)処分場運営に関する事業に記載のとおり、引き続き、廃棄物を適正に受け入れ、安全で安定的な稼働に努めるとともに、適正な維持管理を行ってまいります。

す。

最後に、12ページから15ページにかけて、本年度予算を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上が財団の経営状況の御報告でございます。

循環社会推進課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

第8号の条例議案です。

当課では、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人の認証業務等を所管しておりますが、今回の議案は、熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例の制定についてです。

資料6ページの条例案の概要で御説明いたします。

特定非営利活動法人、NPO法人は、条例で指定を受ければ、ここでは個人県民税の控除ですが、税額控除の対象法人となる制度がございます。その指定法人がどの法人であるかを、控除対象特定非営利活動法人を定める条例により定めています。

ただ、現在の指定法人は1法人でございます。その法人は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・熊本ですが、5年間の有効期間の更新時期を迎えるに当たり、次期更新手続を希望されず、指定の取消しの申出がありました。

そのため、本条例で指定する法人がなくなることから、条例を廃止するものでございます。

なお、手続条例自体は別に定められておりますので、法人から新たに申請があっても対応に支障はございません。

3の施行期日は、令和6年12月26日を予定しております。法人の指定期間満了日の翌日となります。

また、4のその他としまして、施行日前に寄附があった場合の経過措置を定めております。

説明は以上です。

○西山宗孝委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○上田商工労働部長 主要事業等の説明に先立ちまして、県内の景気、雇用情勢、企業誘致の状況等につきまして概略を申し上げます。

初めに、9月5日に公表されました日銀の金融経済概観では、「熊本県内の景気は、回復している。先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動等の影響を注視していく必要がある。」と、4月の公表時から判断が据え置かれています。

また、大津町の3地点で基準地価の上昇率が全国1位、本県在住の外国人数の増加率も全国1位となるなど、本県を取り巻く環境に様々な変化が生じており、このような変化が本県経済にどういった影響を及ぼすのか引き続き注視をし、必要な対策に取り組んでまいります。

7月の本県の有効求人倍率は1.22倍と、前月と同水準で、引き続き人手不足の状況が続いています。

県では、県内における産業人材の育成、確保を図るため、8月に「くまもとで働こう」推進本部を設置しました。関係部局による課題共有や連携体制を強化し、県内での就職及び定着、人材育成などの対応策を検討、推進してまいります。

半導体産業のさらなる集積については、8月末に、木村知事が台湾を訪問し、新竹サイエンスパーク等を視察するとともに、TSMC幹部の方と意見交換を行いました。

第1工場及び第2工場の受入れに伴う人材の確保、育成や周辺道路の渋滞対策、企業の取水、排水に伴う環境整備等をスピード感を持って進めていくことを伝えた上で、第3工場もぜひ本県に検討いただきたい旨要望をいたしました。

また、9月24日、台湾経済部の郭部長が木村知事を訪問され、台湾企業の熊本進出に係る課題や取組について意見交換を行い、さらなる経済交流に向け、協議を重ねていくことを確認いたしました。

9月に九州フィナンシャルグループから発表されました電子デバイス関連産業集積に伴う地域経済への波及効果については、JAS M第2工場等を含めた見直しにより、前回の6.9兆円から11.2兆円に増加すると試算されています。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら、県内全域において、半導体関連をはじめとしたさらなる産業集積と働く場の確保につながるよう取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

資料の7ページをお開きください。

令和6年度9月補正では、補正欄(B)の欄の下段にございますとおり、一般会計で2,065万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容といたしましては、コロナ関係の国庫支出金返納金や旧火の国ハイツ敷地の測量に要する経費等でございます。

また、債務負担行為の変更が1件ございます。

次に、条例等議案として、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部改正について、また、報告事項として、県が出資します5つの法人の経営状況についても御説明いたします。

最後に、その他報告として、八代港・熊本港ポートセールスビジョンの改訂について御報告をいたします。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○大村商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の8ページをお願いします。

商業総務費の補正107万円余は、コロナ禍で実施していた飲食店に対する時短要請協力金について、交付決定の取消しが発生したことから、財源に充当していた市町村からの負担金などを返納するものです。

説明は以上でございます。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

引き続きまして、9ページをお願いいたします。

商業総務費の国庫支出金返納金は、中小企業者生産性向上緊急支援事業に係るコロナ臨時交付金の返還金でございます。

この事業は、国、県の補助事業を活用し生産性の向上に取り組むとともに、雇用者の賃上げを行う事業者に対しまして補助を行うものでございますけれども、前提となる国、県の補助事業の補助額の確定等に伴いまして、本事業の補助金額に変更が生じたため、その差額を国へ返納するものでございます。

引き続きまして、13ページをお願いいたします。

条例等議案でございます。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一

部改正でございます。

14ページにその概要を記載してございます。

県の中小企業融資制度では、事業者が返済不能となった場合には、保証協会が代わりに金融機関に返済しまして、県がその一部を負担いたします。そして、保証協会が事業者から弁済金を回収する際に、県も、その負担割合に応じて、回収金の一部を受け取るという形でございます。

本条例は、この回収納付金を受け取る権利につきまして、放棄するよう申出があった場合、その申出が条例に定める計画に基づくものであり、かつ、その計画が中小企業者の事業再生に資すると認める場合には、これを放棄することができるという趣旨の条例でございます。

今回の改正につきましては、この計画の一つの根拠となっている産業競争力強化法の一部改正に伴いまして、条項に番号のずれが生じますため、法改正後の条項番号に合致するよう条例改正を行うものでございまして、内容自体に変更はございません。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

委員会資料の10ページをお願いいたします。

労政総務費の説明欄の労働行政推進費は、旧火の国ハイツの敷地につきまして、民間等への売却を見据え、県民総合運動公園敷地との境界確定に必要な測量を行うための経費でございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

職業能力開発拠点整備事業でございますけれども、県立高等技術専門校の改修工事におきまして、仮設校舎としてプレハブを設置いたしますが、建物基礎の強化を行うなどの仕

様変更にあつては費用につきまして、令和7年度の債務負担行為の限度額の変更を行うものでございます。

次に、法人の経営状況の報告を行いますので、黄色のインデックス3番の一般財団法人熊本テルサの書類をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

概要でございますけれども、当財団は、平成8年に設立され、4の設立目的にございますが、勤労者の福祉に関する事業を行い、県民の福祉の向上に寄与することとなっております。

また、6の基本財産は1億円で、県は、その7割を出資しているという状況でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

令和5年度の事業状況報告書でございます。

1の総括の6行目から記載しておりますが、令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類になったこともあり、令和5年度の予算目標6億8,254万円を超える売上額6億9,009万円余を達成することができ、最終的な当期純利益も956万円余の黒字となり、売上額はコロナ前の令和元年度の93%まで回復したこととなります。

次に、下段の3の施設別売上げ状況を御覧ください。

令和5年度は、宿泊、レストラン、一般宴会などで前年の売上高を上回り、会議、研修室、ホールなどで前年度売上高を下回ったものの、合計では、前年度売上高を9,888万円余上回ることとなりました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

令和5年度の決算書になります。

まず、損益計算書でございますけれども、最上段の1の売上高は6億9,009万円余となり、右から2列目の(ウ)の前年度決算額と比

べても、9,888万円余の増加となりました。

また、表の中ほどより少し下に記載しております5の償却前営業利益は2,924万円余の黒字、9の経常利益も1,209万円余の黒字、12の当期純利益も956万円余と、全て黒字になったのは平成21年度以来となっております。

続いて、4ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

表の中ほど、資産合計の欄を御覧いただきますと4億7,378万円余で、負債合計は2億9,952万円余、正味財産は1億7,425万円余となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページは、令和6年度の事業計画書でございます。

1の総括の下3行に記載しておりますとおり、テルサ職員が一致団結し、経費削減と売上げ回復に取り組み、償却前営業利益と当期純利益の黒字を令和5年度に引き続き実施することに全力を注いでいくこととしております。

続いて、6ページをお願いいたします。

令和6年度の予算書となります。

1の売上高は、7億1,420万円余、前年度と比較して3,166万円余の増を見込んでおります。

熊本テルサの経営状況は以上となります。

続きまして、インデックス黄色の4番の公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況の書類をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、財団の概要でございます。

4の設立目的は、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住促進に寄与することとなっております。

次に、5の基本財産1億円の全額及び6の運用財産28億円余のうち、20億円を、県がそれぞれ出資しているという状況でございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから次の3ページにかけて、令和5年度に実施しました事業状況となります。

1の講座、セミナー、育成事業及び2の相談事業など5つの柱で、県からの委託事業のほか、独自事業として、高校生、大学生等をはじめとした幅広い世代に対する就職支援事業を実施しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

決算書のうち、正味財産増減計算書となります。

まず、表の中ほどより少し上に記載しておりますけれども、経常収益の計を御覧いただきますと、令和4年度は受託した国の委託事業を令和5年度については受託できなかったことから、1億2,790万円余と、前年度から2,037万円余の減となりました。

また、(2)の経常費用計は、1億2,917万円余であり、前年度から1,332万円余の減となっております。

また、4ページの最下段、正味財産期末残高は、30億1,460万円余となっております。

続いて、8ページをお願いいたします。

8ページは、令和6年度、今年度の事業計画となります。

令和5年度に引き続きまして、5つの柱により、高校生、大学生をはじめとした幅広い世代の求職者と企業とが相互に理解し、ミスマッチを防ぐ機会の創出に取り組むこととしております。

最後に、10ページをお願いいたします。

令和6年度におけます収支予算書となります。

1の(1)経常収益の欄の合計は1億3,366万円余、(2)の経常費用の計は1億4,153万円余を見込んでおります。

熊本県雇用環境整備協会の経営状況の説明は以上となります。

続きまして、黄色のインデックス5番の希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

希望の里ホンダ株式会社は、松橋町にございまして、4の設立目的は、重度障害者の雇用の場を拡大することを目的として、本田技研工業株式会社、宇城市、熊本県の3者が出資して設立しております。

6の資本金5,000万円のうち、県が44%の2,200万円を出資している状況でございます。

2ページをお願いいたします。

令和5年度の事業報告でございます。

2ページ下半分の③財産及び損益の状況を御覧ください。

直近4期の損益等を記載しております。

一番右側の列にございます令和5年度の売上高は、二輪組立て事業や四輪組立て事業が順調でございまして、最上段の売上高106億3,805万円余で、2段目の経常利益は6,566万円余、3段目の当期純利益は4,348万円余となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

3ページの最下段の④従業員の状況を御覧ください。

令和6年3月末現在の従業員は74人、うち障害者の方を括弧書きで30人雇用しているという状況でございます。

4ページをお願いいたします。

損益計算書となります。

最上段の売上高は、106億3,805万円余となり、前年度と比べまして19億4,006万円余の増加となっております。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表となります。

左側最下段の資産合計を御覧いただきますと15億236万円余で、前年度から2億3,850万円余の増となっております。

また、表の右側中ほどの負債合計は11億

5,807万円余、下から2段目の純資産合計は3億4,428万円余となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

令和6年度の事業計画となります。

令和5年度は、これまで続いた半導体不足が緩和したことにより生産が上向きとなり、二輪部門の売上げが過去最高となりましたけれども、令和6年度は、その反動もございまして、二輪部品の生産が落ち着くものと予想しており、全体としましては、2の収支計画の①売上げ計画の令和6年度計画の最下段を御覧いただきますと91億6,896万円余、令和5年度の実績と比較して14%の減を見込んでいるという状況でございます。

最後に、8ページをお願いいたします。

最下段、⑤経常利益計画につきましては、前年度からの売上げ減を見込んでおり、経常利益は、2,349万円余となる見込みでございます。

以上、希望の里ホンダ株式会社の経営状況でございます。

労働雇用創生課からは以上となります。

○辻井産業支援課長 産業支援課です。

別冊、黄色インデックスの6をお願いいたします。

報告第19号、公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況について御説明させていただきます。

1ページをお願いします。

当財団は、平成13年に、熊本県中小企業振興公社、熊本テクノポリス財団、熊本テクノポリス技術開発基金の3団体が統合し設立され、平成25年に公益財団法人へ移行するとともに、名称をくまもと産業支援財団に変更いたしました。また、令和5年4月に、一般財団法人熊本県起業化支援センターを吸収合併しております。

2ページをお願いします。

組織は、3部1センター体制です。

県内中小企業への支援や創業者等に対する支援を幅広く行っており、熊本県起業化支援センターとの合併に伴い、令和5年度に創設しました起業化支援室、高度技術の推進を図る産学連携推進室、中小企業・小規模事業者の経営力強化を支援するよろず支援拠点推進室やグループ補助金に係る無利子貸付事業を行う復興支援金融室などを中核としています。

飛びまして、23ページをお願いします。

貸借対照表です。

資産の部において、一番下の資産合計の欄は446億3,099万円余となり、前年度比3億8,643万円余の増となっております。

資産額増加の主な要因としましては、令和5年4月の熊本県起業化支援センターの吸収合併に伴い、これまで当センターが所有しておりました基本財産などの受入れを行ったことが挙げられます。

24ページをお願いします。

中段、負債合計の13億7,926万円余の減は、主な要因といたしまして、長期借入金の減によるものとなっております。

28ページ、正味財産増減計算書をお願いします。

中段の当期経常増減額は、207万円余の黒字となっております。

主な要因といたしましては、資金提供事業の投資有価証券売却益の増加とプライバシーマーク事業収益の増加が挙げられます。

今後も引き続き、財政状況の安定のため、管理費の節減や各種資金の有効活用等に努めてまいります。

41ページをお願いします。

令和6年度事業計画になります。

4段落目でございますが、令和6年度の事業については、厳しい経営状況にある県内中小企業者等への支援に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、国や県等との連携をし、各種

支援施策の活用を推進するとともに、よろず支援拠点を中心に、地域の支援機関、金融機関等とも連携し、その経営の安定及び強化を支援してまいります。あわせて、対話と傾聴を通じた課題設定型の伴走支援にも取り組んでまいります。また、熊本地震に伴う復興支援として無利子貸付けを行ってきた被災中小企業施設・設備整備支援事業については、債権管理業務及びフォローアップを引き続きしっかり行ってまいります。

その他、DXやカーボンニュートラル、TSMC稼働に伴う対応など、大きな環境変化を迎えている県内中小企業などへの各種支援事業も積極的に展開してまいります。

くまもと産業支援財団の説明につきましては以上でございます。

続きまして、別冊、黄色インデックスの7をお願いします。

報告第20号、株式会社テクノインキュベーションセンターでございます。

1ページを御覧ください。

当センターの概要を記載してございますが、同センターは、益城町のテクノ・リサーチパーク内で貸し工場の運営管理を行っている平成12年に設立された第3セクターでございます。

飛びまして、5ページをお願いします。

損益計算書でございます。

令和5年度は、12月に2社4室の退去があった一方で、令和6年2月には全室入居となっており、その不動産収入が、令和5年度売上高として4,774万円余となっております。

経常利益は、右下から5番目の数字の840万円余、当期純利益は、一番下の数字にございます484万円余となっております。

次に、7ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

資産の合計は、一番下の数字にございます11億6,790万円余で、借受け等はございません。

飛びまして、13ページをお願いします。

令和6年度の事業収支予算でございます。

税引前当期純利益は、一番下の数字にございます1,332万円余の黒字を見込んでおります。

産業支援課につきましては以上でございます。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

工鉱業総務費の説明欄の国庫支出金返納金ですが、国際コンテナ利用拡大助成事業の所要額の減額等に伴い、国庫支出金を返納するものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○西山宗孝委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○倉光観光戦略部長 観光戦略部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光等の現状について御説明申し上げます。

観光関連では、観光庁の宿泊旅行統計調査における直近の速報値によりますと、今年6月までの上半期の延べ宿泊者数は、約370万人と昨年と同程度で推移しておりますが、このうち外国人延べ宿泊者数は、既に70万人を超えており、上半期として過去最高となりました。

そうした中、今月13日には、国際サイクルロードレース、マイナビ ツール・ド・九州2024、熊本阿蘇ステージが、11月12日からは、国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパン2024が開催されます。

国内外から多くの方々が来熊するこの機会を捉え、本県の魅力の発信につなげてまいります。

次に、国際交流関連において、出入国在留

管理庁の調査によると、県内における令和5年12月末の在留外国人数は2万5,589人と、過去最高となる中、本年9月に熊本県外国人材との共生推進本部を設置いたしました。多文化共生の推進とともに、外国人材から選ばれる熊本を目指して、外国人材の確保と受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

さらに、県産品の輸出関連では、令和5年度の農林畜水産物等の輸出額は、過去最高の122億4,000万円となり、目標の110億円を達成いたしました。対前年度比では16%の増加、17億円の増額となっております。

今後も関係機関と一体となり、海外でのプロモーションなどを通じて、県産品の輸出拡大に向けて取り組んでまいります。

それでは、観光戦略部関連の議案の説明について御説明申し上げます。

資料20ページをお開きください。

令和6年度9月補正予算では、補正額(B)欄の下段にございますとおり、一般会計で7万5,000円の増額補正をお願いしております。

内容としましては、令和5年度の事業費確定に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国庫支出金返納金でございます。

また、報告事項として、県が出資する一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況について、その他報告として、次期ようこそくまもと観光立県推進計画について御報告いたします。

詳細については、この後、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

諸費の国庫支出金返納金として、4万8,000円をお願いしております。

これは、ウクライナからの避難民受入支援事業の事業費が確定したことに伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国庫支出金の返納金でございます。

観光国際政策課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

資料の22ページをお願いいたします。

国庫支出金返納金として、2万7,000円の増額をお願いしております。

これは、台湾インバウンド誘客強化事業の事業費が確定したことに伴い、国庫支出金を返納するものでございます。

観光振興課は以上です。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

報告第21号、一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

別冊資料の黄色のインデックスの8番、伝統工芸館の書類をお願いいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、概要です。

当法人は、熊本県伝統工芸館の管理運営財団として昭和57年に設立され、平成22年に一般財団法人へ移行いたしました。

設立目的、基本財産等は、記載のとおりです。

資料7ページをお願いいたします。

令和5年度の経営状況です。

(1)総括のとおり、令和5年度末正味財産期末残高は、前年度より690万余増加し、9,050万円余となっております。

令和5年度は、コロナ禍で遠のいた来場者

を回復させるため、熊本県伝統工芸協会や県内工芸作家などと連携し、ワークショップや企画展の開催などに取り組みました。

その結果、工芸品の売上げが増加したことに加え、経費節減の効果もあり、正味財産は増加となっております。

資料8ページをお願いいたします。

中ほどの(3)観覧料及び使用料の収入状況ですが、収入の合計は780万円余と、前年度比2.3%の減となっております。

(4)は、入館者数と工芸品の売上げに係る目標と実績です。

令和5年度は、改修工事に伴う企画常設展示室の閉鎖などの影響もあり、入館者数は、7万7,621人と、目標に対しては86%、前年度比8%減となりました。

工芸ショップ匠、通信販売の売上げは、いずれも目標を上回っており、対前年度比で工芸ショップ匠が8%の増加となっております。

資料9ページをお願いいたします。

2の事業別概要については、このページから15ページまで、各種事業の実施状況を記載しております。自主企画展示事業や工芸家の人材育成など、様々な事業を実施しております。

続きまして、資料の25ページをお願いいたします。

令和6年度の事業計画です。

令和6年度は、館の老朽化による改修工事に着手し、先月2日から休館しており、おおむね1年半の閉館を予定しております。

工芸館が再開するまでの間も、代替施設への運営等を通して、工芸家と工芸ファンに信頼される工芸館であり続けられるよう努めてまいることとしております。

最後に、31ページをお願いいたします。

令和6年度の収支予算書です。

改修工事により、ショップの収入減などを見込んでおりますが、引き続き経費節減等に

努めることとし、収支は前年と同額程度で計上されております。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、インデックス番号等、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

また、発言する際は、マイクを口元にしっかり向けて明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 議案ではなくて環境生活部長の総括説明の中で触れられた話ですけれども、東海大の井戸から見つかったPFOS、PFOAの追加調査ということでなされて、50ナノは超えてなかったということが分かりましたけれども、結局、この東海大のキャンパスの原因というか、それは何か分かったんでしょうか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

ただいまの御質問につきまして、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス専用水道のPFOS、PFOAの超過の件でございます。

これにつきましては、8月22日に県のほうに東海大学のほうから報告がございまして、県のほうで8月23日に記者会見を行ったところでございます。

速やかに、翌週の月曜日に、周辺調査ということで、追加調査ということで、周辺の地下水7地点、これは東海大学を含む7地点になります。それと、河川2地点について調査

を行っております。先日調査結果が出ましたので、併せて記者会見させていただきました。

周辺の事業場について、PFOS、PFOAの保管状況とか使用状況について聞き取りを行いました。結果、3事業場について、PFOS、PFOAを含む消火剤の保管履歴がございました。

ただ、いずれにしても、使用履歴はないということで、1事業場については、現在は廃止しているということで、ただ、2事業場については、今現在も保管されておりましたけれども、職員が確認してきましたけれども、適切に保管されていたということで、原因については、はっきりは分からないということでした。

以上です。

○鎌田聡委員 じゃあ、東海大のやつも分かってないということですよ。82ぐらいが15ぐらいに下がったんですよ。それは何でかとか、その辺はちょっと分析分かりますか。

○廣畑環境保全課長 最初のといいましょるか、県のほうに報告のありました数字につきましては、82ナノグラムということで、目標値の50を超えておりました。今回、結果が15ということで、確かに大きく減っていると、目標値内ということになります。

ただ、それぞれの分析の間が、1か月ちょっと間がありますので、その地下水の水質が変化したのか、あるいはその分析機関の差があるのかということ考えて、まず、分析機関の差があるんじゃないかということで、それぞれ確認しましたけれども、県の研究所、東海大学が委託していた分析機関ともに適切に分析を行っておりましたので、値としては信頼できる数字だと捉えております。

水質の変化は、そこまで大きな変化がある

のかということにつきましては、なかなか、PFOS、PFOAにつきましては、まだ知見が少ないところがございますので、そういう変化があるのかということまでは、今のところ分からないという状況でございます。

○鎌田聡委員 原因が特定できずに、その水質の変化もよく分からないということであるのならば、またちょっと数値が高くなったりする可能性もないとは言えないわけですよ。だから、もともとが何だったのかということ、やっぱりはっきりその辺をきちんと——難しいと思いますけれども、ぜひ突き止めていただいて、対応をよろしく願いたいと思います。

あと、もう1点いいですか。

○西山宗孝委員長 関連ですか。

○鎌田聡委員 関連。すみません。

また部長の挨拶の中で、TSMCの稼働前、稼働後の調査で、全国まれに見るやつでということで、稼働後の結果とモニタリングを非常に重要視してますけれども、現段階で、稼働前の状況で、PFOS、PFOAは出てるんでしょうか。それはちょっと分かりますか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

PFOS、PFOAを含めて環境モニタリングということで、1万種を超える化学物質について、外部委託しながら、これは大学機関になりますけれども、調査を行っているところでございます。ただ、まだ本格稼働に至っていない状況の中で、稼働前と稼働後の値につきましては、その差をもって、差というか、変化があるかどうかをもって、工場稼働の影響を見るというような形で考えております。

ただ、現在の値とその後の値というのを具体的に比較してみないと分からないところがございますので、その点につきましては、専門家の意見を添えて、最終的には報告、公表したいというふうに考えております。

以上です。

○鎌田聡委員 今出ているかどうかというのは、これは分かるんですよね。その後の変化は見えなくてもですね。

○廣畑環境保全課長 最終的には、その点も含めて、専門家の意見を添えて公表したいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 まだ出せないということですね。あるかもしれない、出てるかもしれないということですか。

○廣畑環境保全課長 最終的に、そこら辺を含めまして、風評被害等もございますので、その点注意しながら、専門家の意見を踏まえて公表というような形を考えております。

○鎌田聡委員 やっぱ一番の県民の注目というか、この地下水の保全、そしてまた排水がどうなるのかということで注目しておりますし、一方で、やっぱりPFOS、PFOAに対する不安もございます。

現状がどうなのかということも非常に大事だと思いますので、できれば情報もきちんと出していただいた上で、先ほどの話じゃないですけども、値が変動していくような話もありますので、その点がどうなのかということも含めて、何かきちんとこういう見解ですということを出していただけたらと思いますので、できれば現段階で出していただきたいということを要望しておきます。お願いします。

○城下広作委員 ちょっと関連で確認だけさせていただきます。東海大学の部分で。

よく消火剤に含まれるということで、消火剤の保管はちゃんとできているということだったけれども、例えば訓練とかなんとかで過去に消火剤を使ったとか、そういうのはあったんでしょうかね。それはどうなんですか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

ただいまの委員の御質問ですけれども、1事業場について、消火訓練中に誤って、割合的には1%ぐらいという報告があるんですけども、それを含む水を誤って排出したという事故があったのは報告を受けております。

その際、速やかに回収するような形で水を回収すると同時に、漏れた部分については、給水マットで回収して、最終的に、その放流する場所で、たまっている場所で水質を検査しましたところ、50ナノグラム・パー・リットル以下であることを確認して、そういう報告を受けております。

○城下広作委員 消火剤によく含まれるということで、それは、例えば事故なんかで多量にどんと使った場合には、そのまま残留として残る可能性があるかなと思って、けど、たまたま事故というのは少量だったから、あまりそれがどうこうということはないような状況かなと、今聞いた感じで確認をできたかなというふうに思います。

いずれにしても、そういう消火剤の管理というのはしっかりしとかなないと、ある意味では、それが直接原因になる可能性もあるということは、教訓としてしっかり管理しとかないかぬかなと思いますので、よろしく願います。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 関連して。

先ほどの小原部長の御挨拶にありました地下水保全で、1万種ていったら相当な数で、この1万種というのは、どういうことを例として1万種というのは出てきたのか、ちょっとそこら辺御説明いただければなと思います。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

今委員の御質問ありました1万種という数多い化学物質の分析についてですけれども、今現在、日本の中でも最先端におられる大学のほうにお願いしまして、もう物質を限定することなく、限りなく測れるような方法を取っていただいておりますので、その数が1万種近いところまで測れるということでございます。

○吉永和世委員 これ以上はないというところまで調査するという事かなと思うんですけども、そういうところまでやっていただくというのは、非常にやはり県民にとって、安全、また安心を与えるのかなというふうに思いますので、やっていただくことは本当ありがたいというふうに思います。

ただ、1万種を続けなくてはいけないのか。そこら辺は、途中過程の中で判断する時期も来るのかなというふうに思いますので、そこら辺はしっかり対応いただきたいと思います。

それと、やっぱりその調査する頻度、やはり一番問題があるのは、工場排水とか、あるいは下水から出る排水とか、受入れと出というものがあるんでしょうけれども、そこら辺の調査頻度、ここら辺の考え方というのは何かあるんでしょうか。

○廣畑環境保全課長 ただいまの御質問につ

きましては、今のところ四半期ごと、3か月1回程度で調査を進めているところでございます。下水処理場からの排水及び放流された後の河川の水質について調査を行っております。

その期間につきましては、今のところそういう形でやっておりますけれども、最終的に、それでずっと継続していくのか、そういうのは、結果を踏まえ、また専門家の意見を踏まえて判断していくことになるかと考えております。

○小原環境生活部長 環境生活部でございます。

若干補足させていただきますと、調査ポイントとか調査回数とかも含めまして、先ほど言いました有識者による専門委員会、こちらのほうに御判断いただくというか、御協議をいただいた上でさせていただいているという状況でございます。

○吉永和世委員 よろしくお願ひいたします。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 今度は観光のほうでお願いしたいんですが、部長の挨拶の中で、マイナビ ツール・ド・九州とか、あるいは国際パドミントン大会を機に熊本の魅力発信をしていくんだというふうにございましたが、県内市町村いっぱい魅力はあるわけなんですけど、それをどこがどうやって発信していくのかとなると、数多くて非常に難しいというのもあるのかなと思うんですけども、そこはもう県がまとめてしっかりと対応いただくというふうにご考えてよろしいんですか。

○永田観光企画課長 ただいまの御質問ですけれども、県のほうからもいろいろPRのほ

うをやっております、熊本市外とか阿蘇の門前商店街のほうで看板とか懸垂幕のほうを出しております。あと、熊本市内のほうのララテレビジョンとかWAO!ビジョン、こちらのほうを使って動画の配信をしております。それから、新聞、テレビ番組、SNSを利用した広告の展開ですとか、ロアッソとかヴォルターズの試合で、あと火の国まつりでもそうですけれども、PRブースを出展したり、あとウオーキングイベントでのPRをしたりとか、いろいろ事あるごとにPRをして、市町村の方たちと情報を共有しながら宣伝をしているところでございます。

○吉永和世委員 最後におっしゃった市町村と情報を共有しながら、しっかりといいものをまとめていただいて発信していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○永田観光企画課長 ツール・ドの場合であれば、そのコースの地元の市町村、そちらの市町村と綿密に打合せをしながら、その辺りのPRの方法も含めて協議をしておりますので、はい。

以上でございます。

○吉永和世委員 こういう大会に海外からあるいは国内から来られる方々が、県内全域にやっぱりおいでいただく、そういった仕掛けじゃないですけれども、情報発信というのもぜひやっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○城下広作委員 商工労働部長のほうの説明の部分で、第1工場、第2工場の受入れに伴って、知事が、第3工場も熊本に。私も、個人的には、ぜひ熊本にと。いろんな諸課題があっても、やっぱり熊本が、このことによって発展するきっかけになっていけばなど。そ

の代わり、道路だとか、この水問題だとか、これはしっかりと同時に取り組んでいく、そして県民に安心、安全を伝えるという形で進めていけば一番いいなというふうに思っております。

それで、この排水に関して、水の使い方に関して、この熊本でのTSMCの水の使い方と台湾での水の使い方。聞くところによると、向こうは、相当同じ水を何回も浄化をして使って、最終的に、これで限界だというのが排水と。ということで、その設備をしっかりと充実させて、その企業は、日本の企業がしっかりと活躍して、日本というか、地場も結構関係している企業がやっていると聞いております。

そうすると、熊本でも同じような形でやってもらいと、台湾で既にやって、そしてできている。それを熊本でそういう技術でやるということは、一般的には道理にかなっている話だけれども、現在ではちょっと違うと、熊本でのやり方は違うと。そこはどういうふうに考えるか。

なぜ一緒のような形をできないのかなという、この辺の疑問符を持つ人は当然いると思います。あまりそこは知られてないので。この辺のことは、どういうふうな感じで考えているか。現在は、こういう状況だから、熊本県はこうやっているということなのか。そこを一回ちょっと整理をして教えていただきたいというふうに思います。

○木原環境政策課長 環境政策課でございます。

環境生活部と庁内の関係課で、昨年8月に、台南のTSMCの工場を視察しております。そのときに、関係法令遵守しているという確認は取れておりました、本県の工場立地に当たりまして、工場排水等ですね。まず、排水のときの下水道法、それと下水道処理場から河川に放流するときの水質汚濁防止

法の遵守ということは守られている確認はしております。

あと、再利用水等も含めまして、今年度また台湾に先進施設の視察等を予定しておりますので、そういった知見を持ち帰りまして、今後の工場立地に当たりましては、そういった再利用水による取水の削減等の提案も行ってまいりたいというふうに考えております。

まずは以上でございます。

○城下広作委員 我々も視察に行かせていただく予定なんですけれども、その辺の話が、実際に我々も聞けるか見れるか、ちょっと分かりませんが、ある意味では、先行事例としてやっていることで何ら問題がなければ、そして水が節約されていけば、当然、それは熊本でも生かされるというのが一般的な考え方であって、そうすると水も使用量の不安も払拭できるから、これは大いに参考にできればやるという考え方をやっぱりしっかり持っておくべき。

ましてや、第3工場という話のときに、やっぱりさらにまた水の心配は出てくるわけですから、そのときは余計にこういう話が重要になってくるのかなと思いますので、よくいろいろと検討しながら、また、丁寧な説明ができるように、しっかりと考えていただきたいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○立山大二郎委員 ちょっと関連するところではあるんですけれども、県民の皆さんにおかれても、やっぱり水量保全、水質保全のところってすごく関心の高いところだと思うんですよ。ただ、県のほうでもしっかり取組されていて、企業側の努力もされているという中で、一方で、SNS等においては、ちょっと事実に基づかないような、また誤解を広め

るような、またちょっと認識が違うというような表現のものも散見されると。

そういったものが、どうしても大きく取り上げられてしまうところもあるので、やはり、県としても、ぜひ情報発信のところで、今までも取り組んでいただいているんですけども、より注力していただければと思うところなんですけど、特に、やっぱりリポストしていただきやすいようなポンチ絵というか、一枚の絵とかでちょっと図解して、あんまり文章がばつと長いというものよりも、本当に見て分かりやすい、ああ、これだったら納得だよねというところを、もう少し改善して発信していただけるといいかなと思うんですけども、現状、取組と今後の展開について伺えればと思います。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

委員から御指摘いただきました情報発信なんですけれども、5月に立ち上げました地下水保全推進本部、こちらは、情報発信の場として、現状で取り組んでいる情報等を積極的に発信したいと思っております。

それとあと、県では、今年の3月、昨年度末に、地下水保全のパンフレット、リーフレットを作りまして、こちらもホームページ等に掲載するとともに、冊子も事あるごとに配布して、正しい情報を発信しているところでございます。

また、県の提案とか、そういった県への提案システムを使って、様々な不安のお声届いております。それに対しましては、丁寧に、今現状で行っている正しい情報を県として発信しているということを努めておりますので、そういった取組をしっかり継続してまいりたいというふうに考えております。

○立山大二郎委員 そうやって正確な情報発信に努めてらっしゃる、そしてパンフレットを作成されている、これはこれで絶対大事な

ことなんですけれども、やはりどうしてもSNS等での短い時間での情報の受け取り、やり取りのところで、ぱっと見て、県としてもちゃんと取り組んでいるんだな、企業側の取組あるんだなというのが分かりやすいところがまずあって、その上で、正確なソースというのはこちらにありますよと、リンクがあってというところにつながっていくと。どうしても、ああいうやり取りの中では、ちゃんとしたソースを出せとか、どうしても批判めいたところが出てくるのは仕方がない部分もあるんですけれども、それに適切に対応できるし、かつ分かりやすく対応できるといったところでの努力をしていただければありがたいかなと思います。

これは要望というところでお願いします。

○西山宗孝委員長 ほかに。

○河津修司委員 先ほどから地下水の話が出ているもんですから、その他の事項で聞こうと思っていたんですけれども、ちょっと質問したいと思うのは、私が、今年の2月に一般質問をやったときには、阿蘇に降った雨というか、熊本地方での地下水涵養には阿蘇はあんまり関係ないんだというような説明があったかと思うんですが、今度は、阿蘇地域の地下水涵養について、県と熊本市が連携して涵養をやっていくんだという話で、そのことは大変阿蘇に住む者にとってはうれしいことなんですけど、その辺の熊本県の考えが変わったということなんですか。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

今委員お尋ねの阿蘇の水に関してでございますけれども、昨年の説明の際には、この熊本地下水盆というところに着眼しての説明になったというようなことでございまして、

その後、やはり白川の中流域だけではなくて、そこには白川という水系で捉えたときに、やはり阿蘇に降る水、あるいは阿蘇のほうでされる涵養、これというのは、もうつながっているものだというふうに捉えました。

その上で、現在、阿蘇のほう、こちらについては、草原ですとか水田、この辺りでの地下水の涵養効果にとどまらずに、景観ですとか培った歴史、それから二酸化炭素の吸収、いろんな効果が阿蘇のほうに見られるということで、地下水と、あと、それから、もう少し視野を広げまして、最近、ネイチャーポジティブという言い方がされるようになってまいりました。これは、失われている自然環境をさらに元の状態以上に戻すという考えの下に、阿蘇の価値を改めて見えるような形でできないかということは今検討している最中でございます。

その上で、将来的には、その阿蘇の価値に着目したところで、企業ですとか県民の皆様方にお力添えをいただくような形で、その資金を基に、さらに阿蘇のほうの涵養をはじめとした自然環境の保全、こちらのほうにつなげていければということで、今鋭意検討しているところでございます。

以上でございます。

○河津修司委員 大分考えが変わってきたというか、広範囲に阿蘇地域も水源涵養には大事だと言われるようになってきて、私としては大変うれしく思っておりますが、ぜひ熊本市と連携しながら、県も、阿蘇地域の草原とか森林とか、やはり水田地域もそうなんですけれども、そういったもので水源涵養をしているものと思っておりますから、ぜひとも支援をお願いして、やっていこうという今方針が言われましたので、ぜひともこれを続けてほしいなと思っております。

それと、もう1つよかですか。

○西山宗孝委員長 どうぞ。

○河津修司委員 ツール・ド・九州、これは、昨年と大分コースも変わりましたよね。それは、各町村との連携が取れて、了解をもらって変えていったということなんですか。

○永田観光企画課長 地元の町村だけでなく、地元の住民の方にも一軒一軒訪ねて、全部御了解をいただいた上でコースを変更したという状況でございます。

○河津修司委員 担当する課も大変だろうと思いますけれども、十分にやっぱり住民あるいは町村の了解を得て、理解をもらって進めていってほしいなと思っております。成功することを私どもも願っておりますので、いい結果が出ることを願って、ぜひとも今年こそ天気になることを願って……。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 せっかくだから観光戦略部に1つだけちょっと確認しておきます。

過去最高16%増加したということで、主な品目で当課で突出したのは何だったんでしょうか、それだけ。大分増えたからいいことですが、けれども、どういうのが品目が増えて、その数字に押し上げたんだろうかという確認だけさせてください。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 先ほどありました農林水産物の輸出の増加ということで、こちらにつきましては、農林水産物でありますと、イチゴやメロン、あと牛肉、こういったものが、海外での和食ブームもありまして、増えておる状況でございます。

○城下広作委員 分かりました。ありがとう

ございます。

補正予算の本題のほうで1個だけちょっと確認させてください。

10ページの部分です。

火の国ハイツの敷地の測量に要する経費ということで、800何十万か上がっているんですけども、火の国ハイツは、もともと敷地図は全体あるはずなんですよ。それで、あえてまた改めて測量するというのは、どういう部分のどういう測量をするのかということで、敷地図があつて、建物だから分筆してするというのをやるのか。この辺は、測量は、たしか地積はやってなかったかな、その後ということで。その辺も含めてちょっと詳細に教えてください。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

今回の測量につきましては、県有敷地内の旧火の国ハイツの敷地の境界を確定するものでございますけれども、実際の地番でいいますと、分筆がなされておられません。現場にも、旧火の国ハイツの敷地と運動公園との境界というのは、境界ぐいが全くない状態でございます。なので、まず、現地に境界ぐいを復元して、実際の測量を行って、面積を確定した上で、売却予定面積を確定するというものでございます。

○城下広作委員 そうすると、もともと敷地全体の分は、運動公園を開発するときには、境界は全部成立していたわけですね。それがなくなったから境界をもう一回復元するというのと、この火の国ハイツの敷地と運動公園の敷地の境界というのは、もともと境界がなかったわけですね。なかったということは、火の国ハイツの面積はここまでだということは今から勝手に言っても、それが可能になるということにも考えられるということですね。

○時田労働雇用創生課長 旧火の国ハイツの敷地につきましては、県の財産台帳上の面積はございます。ただ、それが現場に復元したときに、その面積、財産台帳上の面積と相違がないかというのは、実際売却する際には必要となっておりまして。

当然のことながら、もともとの民地と県有地である運動公園敷地内というのは、これは境界ございますので、あくまでも県有地内の旧火の国ハイツの敷地と運動公園との境界を確定するために必要なものでございます。

○城下広作委員 じゃあ、その民地に仮に復元したときに、その構造物とかなんかに影響がないような形になっていけばいいけれども、それがあると厄介になるから、そここのところを復元してみても、実際の民間の部分と実際照らし合わせたときの今建てたときの、この辺がちょっと心配だなという感じは出てくるかもですね。そのための測量だから。

分かりました。了解です。

○西山宗孝委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

○高木健次委員 今、城下委員の質問に関連するんですけれども、この予算というのは、売却に伴う結局金額ということですよ。

今売却の公募をしていると思うんですけれども、その辺の状況って分かりますか。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

売却に向けての入札、公募というのは、まだこれからでございます。一応スケジュール感としましては、今年度に今回のこの予算に基づいて測量を行いまして、現在、法的には都市公園区域内にございますので、その公園区域内から外すためには、測量をして面積を

確定して、熊本市の都市計画審議会に諮る必要がございます。それを今後お願いするというのが、まず今年度の一つの手続きでございます。

来年度については、今度は、売却に向けて予定価格というのを、言わば土地の鑑定を打つ必要がございます。そういったものを含めて、今のスケジュール感としては、令和8年度には、売却に向けて、実際の公募でありますとか、そういった手続きに向けて準備を今進めているという状況でございます。

○高木健次委員 まだ公募の段階には至っていないということですが、新聞等では、この公募にというちょっと話も出ましたから、その以前にいろいろなところから何か引き合いがあったのかなというふうに思っていましたけれども、それはまだないということですね。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

お問合せはございますけれども、入札があれば参加したいとか、まだそういったところまではお声はいただいておりませんが、問合せはございます。

○高木健次委員 よく分かりました。

もう1つ、商工労働部長の総括説明の中で、7月の本県の有効求人倍率が1.22倍、あんまり変わってないということの話ですが、この「くまもとで働こう」推進本部を設置したということは、文字どおりJASMEの進出等による県外向けの一応募集というような形になる推進本部の設置と思うんですけれども、熊本で働こうという、具体的にどういふことに力点を置いてやるのか、この辺は分かりますか。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

今回、委員御質問の「くまもとで働こう」推進本部の目的、意図でございますけれども、基本的には、熊本県内の学校を卒業した学生さんが県内に定着してもらうというのが、まず1つございます。その上で、民間事業者であったり、行政も含めてなんですけれども、様々な取組をなされておりますので、そういった取組を行政も含め民間も含め横展開を図って、できるだけ県内企業に残ってもらう取組、県内定着と一言で言っておりますけれども、それが1つございます。

もう一つは、人材のほうを育成するというような目的で、例えば、特定の産業であれば、半導体人材であれば、私どものほうで、出先にあります技術短期大学校でありますとか、そういったところで人材の育成もやっていこうというようなことと、3点目が、今、例えば熊本県内の高校を卒業して、大学は県外に行っているんだけど、そういった若者に熊本に戻ってきてもらう、UIJターンですけれども、そういった大きな3つの取組によって、人材不足をできるだけカバーしていこうというための推進本部でございます。

○高木健次委員 県内にいる人材をなかなか外に出したくないというか、その辺では、熊大とか短期大学とかの共同でのいろいろな学科を増やしたり、復学できたりとかということもやってますし、一番は、やっぱり県外の方からも熊本に仕事をしに来てくださいというのも、一つの大きな狙いだらうと思うんですよね。この辺は、一番大きな大事なことだらうというふうに思いますので、しっかり進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 すみません。説明資料のほうで、21ページです。

観光国際政策課で、ウクライナからの避難民受入支援事業ということでございますけれども、ウクライナ侵攻も2年以上経過をして、今県内にどのくらいの方が——たしか玉東かどちらかにはいらっしやったと、前はです。今はどうか分かりません。現状をちょっと教えていただきたいと思います。

○櫛本観光国際政策課長 玉東町に皆さんいらっしやいますが、現在、16名の方々がいらっしやいます。

以上です。

○鎌田聡委員 じゃあ、今玉東町だけということよろしいですかね。

○櫛本観光国際政策課長 玉東町のほうで町の町営住宅を御提供なさってらっしやいます。そこに皆さんお入りいただいております。

以上です。

○鎌田聡委員 あと、手当といたしますか、たしか避難された方へのお手当とかがちょっとあったと思います。その条件が何か今回下がったとか、そういうことじゃないんですか。そういったものは、これまで同様ということで、長期化してますけれども。

あと、就労の関係だとか、住宅はそういった町営住宅が準備されているということでもありますけれども、まだその辺の受入れ条件というのは維持されたままでいいんですよ。これから後退していくとか、そういうことはないんですよ。

○櫛本観光国際政策課長 県のほうでは、国際協会を通じて避難民の方たちに一時金という形で支援をさせていただいております。国のほうの国際財団のほうも、一時金をお出しされているというのが現状でございます。

て、今皆さん就労の御支援をさせていただいているので、それで収入を得られて、そこで生計を立てていただくと。町の住宅のほうの御支援もされていますので、そこで生計自体は成り立っておられるというふうには伺っております。

○鎌田聡委員 何か急遽お困りということじゃないんですよね。この減額のやつは、特段何かの事業がなくなったのか、人数が変わったのか、ちょっとその辺の何か……。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

ウクライナからの避難民の方たちの今の状況ということなんですけれども、皆様方、国にお帰りになりたいという方がどんどん増えていらっしゃるような状況でございます。

県といたしましては、これまで、避難民の方の生活の御支援をする支援員さんをずっとお願いしておりました。ですけれども、支援員さんも、ある程度皆さんの御意向ですとか、玉東町さんとの間で連携をしっかりと取りまして、一応の役割を果たしていただいたということで、今回の4万8,000円の返納というのは、県のほうで雇用いたしておりました支援員さんの活動費の精算をいたしまして、昨年度でその支援員の活動が終了しておりますので、その精算をした結果、4万8,000円が、国庫のいただいた補助金が、コロナウイルスの臨時交付金のほうが残が出ましたので、それを精算させていただきまして、それが4万8,000円ということでお返ししたということでございます。

○鎌田聡委員 はい、分かりました。

急に支援員さんがぼすとなくなったわけじゃなくて、もう昨年度なくなったやつの精算のやつということですね。

○櫛本観光国際政策課長 はい。その御理解で大丈夫でございます。

○鎌田聡委員 はい、分かりました。

支援員さんはなくなったとしても、今後、町がしっかり対応されると思いますけれども、県としても、やっぱりそれぞれの生活がきちんと維持できるように、何かございましたら対応していただくようお願いしておきます。

○城下広作委員 今のとちょっと関連で。

私は、直接ウクライナの方から相談を受けて、家賃補助は、町は、たしか1年か2年で家賃補助は終わりですよ。それと、雇用は、玉東におられるある方は、ウクライナでは立派な経営をされてて、農場だったかな。それも完全に全部もう戦渦になって、もう全然使えなくなって丸裸。だから、こっちに一家で来てるんですけども、その方は、言葉がちょっとしゃべれないもんですから、熊本で力仕事です。生活は大変厳しいという相談で私にありました。だけど、帰るに帰れない、帰るところがないから。

だから、その辺は、もし県が本当に支援をする気持ちがあれば、町といろいろと状況はどうですかというふうなことを聞いて、やれること、やれないことを分かった上でどうしているというふうに説明しないと、どうにかこうにかやっているでしょうという話は、ちょっとあんまり無慈悲過ぎますよ。

その辺のことは、しっかり現実に町に聞いて、現在の収入がどうで、どういうふうに補助しているとかと。県は、具体的には、そんな確実な補助はしてないわけですから、だから町もやってなければ、結局ないわけですよ。住むところだけは提供しているかもしれぬけど、たしか家賃補助もそんな長くはできていないですよ。たしか2年ぐらいだったかな。それが切れると厳しいと言ってたから、

どうしようかという悩みだから。

そういうことを、県としてしっかり外国人を受け入れると、どうだこうだと言ってるけれども、その辺の現実に今困っている人たちの把握ができてなくて、あと全体を受け入れるとかなんかという話は、ちょっとばかり飛躍し過ぎな話になると思いますので、その辺はよく調査をしていただきたいというふうに思います。

要望として。

○西山宗孝委員長 要望ということで、よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

○立山大二朗委員 1点だけいいですか。すみません。

○西山宗孝委員長 簡潔をお願いします。

○立山大二朗委員 はい、簡潔に参ります。

観光戦略部のほうで伝統工芸館ですね。こちらの改修工事が入りますけれども、その間の販売であったり、計画であったり、あと改修計画の見通しについてちょっと伺いたいと思います。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

伝統工芸館の改修工事につきましては、約1年半ほどの工事期間を取りまして、先月から来年度の春までの休館ということで対応しております。

代替施設としましては、販売のほうは、下通にありますカーノ下通のビルにあります蔦屋書店の1階のスペースをテナントとして借りまして、そちらのほうでの販売をする予定としております。

あと、そのほか、工房や事務所についても、代替施設のほうでの対応ということで調

整しておるところでございます。

○立山大二朗委員 先日、頼清徳総統と蕭美琴副総統とお会いしたときに、直接お話しさせていただいたのが、やっぱり熊本と文化交流をすごくしたいんだと。観光とかでいろいろ行かれるだろうけれども、そういう設定をしっかりとつくっていただきねとお願いされて、伝統工芸館って、実際、職人の方と触れたり、また、伝統工芸品に触れるととてもすてきな施設ですので、とても重要になってくるかなと思うんです。

ただ、この改修においても、多分駐車場のほうとかにはなかなか手が回らないのかなと思うんですよね。非常にスペース狭いですし、観光バスが入れにくい状況がありますけれども、将来的には、その改善も含めて、また、次の計画とかでもいいんですけれども、検討いただければありがたいかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

今回の改修工事につきましては、40年たちました老朽化ということで、内装の床、壁、天井といった、そういったもの中心の今回の工事になっておりますので、駐車場の問題につきましては、今後また検討をしていきたいと考えております。

○立山大二朗委員 ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第7号から第9号までについて、一括して採決したいと思います

すが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、御報告をお願いします。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

経済環境常任委員会報告資料、①八代港・熊本港ポートセールスビジョンの改訂についての資料をお願いいたします。

八代港、熊本港のポートセールスの方向性や目標などを関係者間で共有、連携し、戦略的に取組を進めるため、両港のポートセールスビジョンを策定しています。

5年置きに改訂を行っており、TSMCの熊本への進出、脱炭素化、2024年問題など、社会情勢の変化も踏まえ、今回改訂を行うものです。

なお、改訂の主体としましては、県、両港のポートセールス協議会のほか、地元の熊本

市、八代市も加わり、これまで関係者間の意見集約を行ってまいりました。

A3の八代港ポートセールスビジョン（概要）をお願いいたします。

八代港、熊本港のそれぞれにおいて、現状と課題、今後の方向性、目標などを整理しております。

まず、八代港につきまして、右上、コンテナ取扱量につきましては、中長期的には増加傾向にあり、台湾航路が就航しました令和3年に過去最高を記録しましたが、令和4年以降は、コロナ禍による物流の混乱等により減少しています。

次に、現状と課題の主なものとして、航路は、釜山航路、台湾航路、神戸航路が計4航路就航しております。

また、港湾機能としましては、工業用地や木材置場の不足、環境変化への対応としましては、モーダルシフトや脱炭素化、TSMCの進出を契機としたさらなる半導体産業の集積など、対応が求められています。

今後の方向性として、まずは、台湾航路において、1回の航路で2回寄港するダブルコールが、この8月末に休止となっているため、その再開に向け働きかけを強化し、さらに、荷主企業からの要望が多い上海航路の新規就航もターゲットとしてまいります。

また、台湾航路に加え、八代港においては、半導体の製造過程で使用する高圧ガスの取扱いが可能であることを生かし、半導体関連の荷主企業への働きかけを強化してまいります。

さらに、港湾機能につきましては、工業団地の整備、環境変化の対応についても取組を進めます。

積極的にポートセールスの取組を進め、右中段に記載しておりますが、目標としましては、令和10年にコンテナ取扱量3万TEUを達成することを掲げています。

次ページをお願いします。

A3の熊本港ポートセールス概要をお願いします。

資料右上、熊本港のコンテナ取扱量につきましては、令和2年以降、コロナ禍による混乱で、九州北部港に荷が移ったことにより減少傾向でしたが、令和5年は、神戸港への国際フィーダー航路就航に伴い、取扱量が増加しております。

現状と課題の主なものとしましては、航路は、釜山航路、神戸航路等の計3航路が就航しています。また、港湾機能としましては、ガントリークレーンの老朽化や岸壁延長、水深の不足がある一方、国直轄で耐震強化岸壁も事業化されています。さらに、環境変化への対応も求められています。

今後の方向性としましては、現在の水深では、新規航路の大型船の受入れが難しいため、まずは神戸港の国際フィーダー航路の増便に向けた取組を進め、耐震強化岸壁完成後を見据え、上海、台湾航路の誘致にも取り組んでまいります。

さらに、九州北部港へシフトした大口荷主企業や半導体関連企業へのポートセールスも積極的に進めてまいります。

港湾機能の強化につきましても、ガントリークレーンの本年度中の整備、耐震強化岸壁の早期整備に向けた国への要望など推進してまいります。

このほか、環境変化への対応などポートセールスを進め、目標としましては、令和10年にコンテナ取扱量1万8,000TEUを達成することを掲げております。

企業立地課は以上でございます。

○永田観光企画課長 観光企画課でございます。

報告資料②をお願いします。

次期ようこそくまもと観光立県推進計画について御報告をさせていただきます。

1の計画策定の背景でございますが、本計

画は、ようこそくまもと観光立県推進条例の第8条に基づきまして、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に策定するものでございます。

昨年度から、観光審議会における審議及び庁内の意見照会等を行いながら検討を重ねておりまして、現在策定が進められている県の次期基本方針及び総合戦略との整合性を図りながら、素案の作成を進めているところでございます。

2番、計画の概要を御説明いたします。

次期計画では、本県の観光分野における競争力を高めていくため、観光ブランド「くまもと」の確立を推進し、旅行者の満足度を高め、観光消費を促す振興策を展開したいと考えております。それに合わせて、数値目標としましては、観光消費額を設定したいと考えております。

計画期間のほうですが、令和6年度から9年度までの4年間でございます。

3の計画作成の経緯と今後の予定でございますが、令和5年6月の観光審議会へ諮問を行った後、計5回にわたり御審議をいただき、先日審議会から答申をいただいたところでございます。

今後は、パブリックコメントを経まして、12月中の計画策定を予定しております。

続きまして、A3の資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

上段に記載されております基本目標としましては「日常を忘れるひととき、心弾む感動県くまもと～地域が輝く、活力に満ちた観光地域づくり～」を掲げております。

基本目標の達成に向けましては、観光で地域を活性化させて、好循環を促す持続可能な観光地域づくりが重要であるとの考えの下、観光の質を高め、観光消費を促す取組を重点的に行ってまいりたいと考えております。

また、資料の中央部分に計画の体系がありますが、3つの基本方針を掲げております。

1つ目が「観光と熊本の強みを掛け合わせた“くまもとらしさ”の探求」、これにつきましては、熊本が観光地として国内外から選ばれるために、観光ブランド「くまもと」の確立を推進し、他地域と差別化を図る取組を推進したいと考えております。

2つ目の「上質な“トキ”と機会の創出」につきましては、熊本を訪れた人、一人一人にとって上質な時と機会を提供することで、熊本観光への満足度を高めてもらう、そういった取組を考えております。

3つ目の「観光産業を柱とした創造的復興の実現」につきましては、度重なる災害やコロナで疲弊しました観光産業への支援のほか、観光産業の成長が地域経済の活性化につながる観光地域づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

これら3つの基本方針の実現に向けた取組につきましては、計画の体系の右側でございます4つの戦略に基づき実施してまいりたいと思っております。

最下段——緑の部分ですが、に記載しております持続可能な観光地域づくりの推進と観光DXの推進につきましては、計画に基づき実施するあらゆる取組が、この2点の考え方を取り入れて進めていく必要があるという、土台となる考え方として記載しているものでございます。

以上が推進計画の概要ですが、説明したとおり、パブリックコメントを経まして、12月中には計画作成の予定でございます。

観光企画課は以上でございます。

○馬場総務経営課長 企業局総務経営課でございます。

報告資料③をお願いいたします。

新規工業用水道事業の進捗状況について御報告いたします。

新規工業用水道事業は、竜門ダムを水源とする有明工業用水道の未利用水を活用して半

導体企業への給水を目指すもので、県の地下水保全三原則の一つ、他の水源利用の推進として取り組んでいるものでございます。

昨年夏の国への緊急要望では、県議会の御協力もいただき、インフラ整備推進交付金が措置されました。誠にありがとうございます。

企業局では、現在、浄水場等の整備に向けた取組を進めているところでございます。

資料をおめくりいただきまして、1ページの整備イメージでございます。

有明工業用水道は、菊池川下流の白石頭首工で取水しておりますが、新規工業用水道は、その上流に位置します菊池川支流の迫間川にあります竜門ダムから農業用パイプラインを活用して菊陽町周辺の半導体企業へ給水するものでございます。

有明工業用水道の未利用水は、白石頭首工におきまして日量約2万立米でございますが、上流の竜門ダムから取水した場合には、約1万2,000立米を見込んでいるところでございます。

ただし、これは、水利権者の国交省と協議中でございます。水利権変更の許可をいただいた後、正式に確定することとなります。

2ページをお願いいたします。

整備内容でございます。

左の表を御覧ください。

1、事業費は約150億円で、うち4割の約60億円につきまして、国の交付金が措置されております。

2、給水開始は、令和9年度中を目標としております。

3、主な施設は、企業局が整備する内容でございますが、浄水場が敷地面積約3ヘクタール、配水池が容量約9万立米、管路が延長約15キロメートル、管径450ミリ程度でございます。

4、供給水量は、日量最大1万2,000立米程度で、当面は、日量6,000立米の送水から

始め、段階的に最大量まで引き上げる予定としております。

5、給水単価は未定でございます。

右の地図を御覧ください。

配管ルートの手配でございます。

農業用パイプラインの3号ファームポンドから取水し、菊池グリーンロード、国道325号、町道等に管路を埋設し、受水企業まで管路を整備する予定でございます。

現在、配管ルート沿線のうち、緑で示したエリアにおきまして、浄水場候補地を選定中でございます。

3ページをお願いいたします。

整備スケジュールの手配でございます。

これまでの取組といたしまして、令和6年3月に、農業用パイプラインの使用につきまして、土地改良区から合意をいただいております。また、8月に、浄水場建設等に係る基本設計に着手したところでございます。

下の表を御覧ください。

浄水場用地につきましては、用地を決定の上、地権者とは本年度内の契約、そして来年度中頃までに県への土地の引渡しを目指しております。

また、浄水場整備と管路整備につきましては、現在実施中の基本設計を踏まえて、来年度に詳細設計を行い、その後、令和9年度中の給水開始に向けて工事を進めていく予定としております。

説明は以上でございます。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かございませんか。

○吉永和世委員 意見書についていいですか。

○西山宗孝委員長 吉永委員、お願いします。

○吉永和世委員 今、再生可能エネルギー、大変注目されておるわけですが、この再生可能エネルギーについて、被災した太陽光パネルの危険性に対する不安と自然環境と共存すべきという意見がございます。

当委員会の発議によりまして、意見書を国に提出していただければというふうに思います。

本日、意見書案を作成しておりますので、御審議いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。

ただいま吉永委員から意見書提出の御提案がありましたので、準備されております意見書を配付した上で、その後審議をしたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 配付をお願いします。

（意見書案配付）

○西山宗孝委員長 それでは、吉永委員から提案の趣旨をお願いいたします。

○吉永和世委員 ありがとうございます。

地球温暖化によりまして、近年、全国で豪雨災害が頻発し、本年も、列島を猛暑が襲い、気温や猛暑日の日数が過去最高となっております。

これ以上の地球温暖化を防ぐためにも、CO₂を排出しない再生可能エネルギー施設等の普及は不可欠でございますが、FITによる固定価格買取制度によって、山林や住宅、公共施設等、様々なところに太陽光発電施設

が設置され、自然環境を破壊しているとの声や破損した太陽光パネルの危険性や処理等について心配する声が寄せられております。

このため、国に、再生可能エネルギー施設と自然環境との両立として、国立公園や水源涵養地など良好な自然環境を保全するため、国立公園区域等の拡大や再生可能エネルギー施設の適地誘導施策の推進等を求め、また、老朽化及び破損した太陽光パネルの危険性や取扱いに対する正確な情報発信やリサイクル等の処理体制の整備を求める意見書を提出するものでございます。

ぜひ御審議いただきたいと思っております。

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問ございませんでしょうか。ありませんか。

○高木健次委員 提出先が、今はもう選挙がどうのこうのと、今佳境なんですけれども…。

○西山宗孝委員長 後ほど、お諮りしたいと思っております。

○高木健次委員 はい、分かりました。

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。ありませんか。非常に大切な御提案なので。——なければ、これで質疑を終了したいと思います。

それでは、この案について、ただいまから採決をしたいと思います。

再生可能エネルギー施設等に係る不安解消及び自然環境との共存を求める意見書について、採決を行いたいと思っております。

賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○西山宗孝委員長 全会一致ということで、

ありがとうございます。

御異議なしと認め、この意見書により、議長宛てに提出することといたします。

なお、先ほど高木委員からお話がありましたように、簡単な文言等々の訂正等については、委員長に一任いただきたいと思いますし、また、本日の組閣を踏まえた大臣名等の変更もでございますので、これにつきましても、委員長に一任お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに何かございませんでしょうか。

○樺本観光国際政策課長 先ほどの鎌田委員への私の回答が不正確でありましたので、訂正をさせていただきます。

ウクライナ避難民の方16名いらっしゃると申し上げました。全て玉東町と申し上げましたが、5世帯15名が玉東町にいらっしゃいます。1世帯1名の方は、熊本市にいらっしゃいます。

すみません。おわびして訂正をさせていただきます。

以上です。

○鎌田聡委員 熊本市は、住宅提供とかなされているんですか。

○樺本観光国際政策課長 鎌田委員、確認をさせていただきます。追って御報告させていただきます。

○西山宗孝委員長 それでよろしいですか。

○鎌田聡委員 はい、よかです。

○西山宗孝委員長 ほかになければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第3回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する